GO留学　語学研修、留学プ ログラムご参加にあたって

GO留学 参加条件

プログラムの範囲

●このプログラムは、㈱アーク・スリー・インターナショナル（以下「当社」といいます）が、申込者が希望する学校に対する入学申込手続の代行、出発にあたっての情報提供を行うものであり、課程修了・資格取得などを保証するものではありません。研修機関での研修内容は、各教育機関が独自に企画・運営し提供するものであり、当社が自ら研修に関するサービスの提供を行うものではありません。
●このプログラムは申込者のご要望をお伺いし、ご要望に沿った旅行サービスの手配を引き受ける「手配旅行」です。あらかじめ旅行内容などが決められている「募集型企画旅行」ではありません。ここに表記のないご旅行条件は当社の手配旅行約款によります。したがいまして、「旅程管理」、「旅程保証」、「特別保証」に関する責任は課されておりませんのでご了承ください。このプログラムに含まれる当社のサービスは下記のとおりです。
※入学申込手続の代行:入学願書の取り寄せ、入学希望校への書類の送付及び研修費用の送金、入学許可証（またはそれに代わるもの）の取り寄せをいたします。
※宿泊手続の代行:研修機関に合わせて該当コース学校内外の学生宿舎、ゲストハウス、ホテル等の申込手続をいたします。
※渡航手続のご案内:旅券・ビザ等の申請方法をご案内いたします。各国ビザ取得については、ご希望に応じてビザ申請・取得の代行をいたします。ビザ申請料、ビザ申請代行料につきましては、［※参加費用に含まれないもの］、［※渡航手続］をご参照ください。
※オリエンテーション:現地事情、学校生活、研修中の注意事項に関してご説明いたします。

お申込条件

●語学研修を目的とし、当社プログラム申込条件を十分に理解し、受入国の法令、受入学校の規則を遵守できる方。
●心身共に健康な方。
●20歳未満の方は保護者の同意書が必要です。
●70歳以上の方、慢性疾患をお持ちの方、妊産婦の方、及び現在健康を損なっている方、身体の不自由な方で特別な配慮を必要とする方はその旨をお申し出ください。可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。尚、この場合医師の診断書を提出していただく場合があります。状況に応じて介護者や同伴者の同行を条件とするか、場合によってはお断りする場合があります。
●次のいずれかの事由に該当する場合には、お申込をお断りする場合があります。
※申込者が未成年で、語学研修に関して保護者の同意が得られない場合。
※申込者が希望する学校への申込手続期限あるいは研修時期までに、研修に必要な手続が完了できる見通しがない場合。
※申込者が受入国の法令、公序良俗に反する行為をする恐れがあると当社が判断した場合。
※その他当社の業務上の都合がある場合。

お申込・お申込金

●ご希望のコースが決まりましたら、当社所定の「申込書」に必要事項をご記入の上、お申込金を所定の手続にしたがってお支払いください。双方の確認を持ちまして正式お申込として諸手続を開始いたします。
●お申込金は8週間以内は30,000円、9週間以上は65,000円（高校生の場合は108,000円）を申し受けます。
●お申込金30,000円（8週間以内）はプログラム費用の一部として繰り入れます。
●お申込金65,000円（9週間以上 ※高校生の場合は108,000円）は渡航手続代行手数料となります。
●正式申込後、お申込金は理由に関わらず一切返金いたしませんので予めご了承下さい。

プログラム費用に含まれるもの

〈8週間以内の方〉
●入学金、入学手続に必要な実費、授業料、滞在手配料、空港送迎費（往路）、教材費、当社手続手数料等（以下「プログラム費用」といいます）。
※部屋の種類、食事回数については各学校案内をご覧下さい。
●パンフレットに表示のプログラム費用は変更になる場合があります。この場合は、変更後の費用をお支払いいただくことになります。また、学校によりパンフレットに明示されていない以外の費用が必要となる場合があります。
〈9週間以上の方〉
別途お問い合わせ下さい。

プログラム費用に含まれないもの

（「プログラム費用に含まれるもの」に記載されていないものはすべて含まれていません。その一部を例示します）
●渡航手続関係諸費用（旅券＝パスポート印紙・証紙代、ビザ申請料、ビザ申請代行料、予防接種料金等）
※学生ビザ申請料/2017年7月1日現在（学生ビザ申請料は予告無く変更される場合があります）
・米国:US$160＋SEVIS費用US$200
・オーストラリア:AUS$556（クレジットカード手数料含む）
・ニュージーランド:日本国籍の場合は無料
・英国:UK£85～322（申請するビザの種類によって異なります）
※海外旅行傷害保険料（疾病含む）
●トラベルローン手数料（ご利用の方のみ）5,400円
●希望者のみが参加する現地オプショナルツアー（別途料金の自由旅行）の料金
●航空券及び日本国内の空港施設使用料、各国空港諸税、燃油特別付加運賃
●傷害・疾病に関する医療費
●休暇の活動費（滞在費、アクティビティ費用等）
●現地での通学にかかる費用
●ホームステイ費用や寮費に含まれていない食事費用、外出時や自由行動時の食事費用
●教材費（一部の研修機関）
●通信費、お小遣いなど個人的諸費用全て

プログラム費用のお支払

●お申込金を除いた費用等は、当社の発行する請求書に指定された期日までにお支払いください。プログラム費用は、為替相場の変動や現地税制の改定、その他現地諸事情により変更になる場合があります。この場合は変更後の費用をお支払いいただくことになります。
●留学費用は、受入先が期日を定めている場合や制度上必要な場合を除き、90日以上前にお支払いいただくことはありません。

お申込内容の変更

●研修開始前
※お申込みされた内容から、研修開始日・研修期間・授業コース・滞在方法・滞在期間等の変更（短縮・延長を含む）等の変更のお申出があった場合、次の変更料を申し受けます。返金の際にかかる銀行の振込手数料は申込者のご負担となります。

コース変更日	変更料（消費税込）
正式申込日から起算して8日目まで（渡航日の30日前（ピーク時期においては40日前）以降を除く）	無料
正式申込日から起算して9日目以降、出発前日より起算して31日前まで	1回1件につき1万円＋実費
出発前日から起算して30日前以降、15日前まで	1回1件につき2万円＋実費
出発前日から起算して14日前以降、前日まで	1回1件につき3万円＋実費
出発当日	1回1件につき4万円＋実費

※上記「実費」とは、受入・サービス提供機関等の定める取消料・違約料及び既に行った手配に関する諸経費等の事をいいます。
※ピーク時とは、3月20日～4月7日、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日までをいいます。

●研修開始後
※申込者の都合により、研修期間・授業コース・滞在方法・滞在期間等の変更を希望される場合は、必ず現地にて受入機関の同意を得た上で、申込者自身で手続きを行って下さい。その際に発生する取消料、追加料金等は全て申込者のご負担となります。また、当社にて変更手続きの代行をお受けする事は原則出来ません。万が一、お客様や現地の都合により、当社を通じて変更手続きを行う場合は、上記『出発当日』の変更料を頂いた上で手続きを致します。ただし、研修開始後の研修期間・滞在期間の短縮は一部取消となり、下記取消料を申し受けます。

申込者による任意契約解除

●申込者は、ご希望によりいつでも取消料等を当社に支払って旅行契約を解除することができます。取消のお申出は必ず当社営業時間内に書面にて当社にお知らせ下さい。当社が書面を受け取った時点で正式のお取消として取り扱います。手配旅行契約が解除された時は、受入機関と当社の規定に基づき、精算を致します。
●受入機関手配によるホストファミリーの家族構成・人種・職業・学校までの距離等を理由にした取消は、お客様の自己都合による取消と見なし下記取消料をいただきます。
●研修開始後に申込者のご都合により、受入機関の取消や研修期間・授業コース・滞在期間の短縮は権利を放棄したものとみなし返金は致しません。ただし、受入機関が返金に応じた場合のみ例外として、受入機関と当社の規定に基づき返金いたします。その場合、申込者に代わって代理受領し、返金金額の30%を当社取消手数料として申し受けます。
●返金の際の換算レートは、当社にて受入機関からの返金確認が取れた日のみずほ銀行のTTBレートが適用されます。また、その際にかかる銀行の手数料、当社から申込者への振込手数料、小切手で返金された場合の換金手数料等返金にかかる実費を差し引いて精算致します。
●実際にご返金できる時期はお申し出の約1～3カ月後となる場合もございます。

コース取消日	取消料（消費税込）
正式申込日から起算して8日目まで（渡航日の30日前（ピーク時期においては40日前）以降の日を除く）	無料
正式申込日から起算して9日目以降、出発前日より起算して31日前まで	申込金（3万円又は6.5万円又は10.8万円）＋取消手続料1万円＋実費
出発前日から起算して30日前以降、15日前まで	申込金（3万円又は6.5万円又は10.8万円）＋取消手続料2万円＋実費
出発前日から起算して14日前以降、前日まで	申込金（3万円又は6.5万円又は10.8万円）＋取消手続料3万円＋実費
出発当日以降	全額

※上記「実費」とは、受入・サービス提供機関等の定める取消料・違約料及び既に行った手配に関する諸経費等の事をいいます。
※ピーク時とは、3月20日～4月7日、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日までをいいます。

当社の契約解除権

当社は、次に掲げる場合において、申込者に理由を説明して、契約を解除することがあります。
●申込者が虚偽の申告をしたとき
●病気その他の事由により申込者がプログラムを続行できないと判断したとき
●申込者又はその関係者が、他の参加者に迷惑を及ぼし、若しくはプログラムの円滑な運営を妨げたとき又はその可能性が極めて高いとき
●天災地変、戦乱又は暴動、運輸機関等の事故又は争議行為、官公庁の命令その他事業者の責に帰さない事由により、プログラムの実施が不可能になり、又は不可能になる可能性が極めて高いと判断したとき
●申込者が定められた期日までにプログラムへの参加に必要な書類を送付しなかったとき
●申込者が長期にわたり連絡不能または所在不明となったとき
●申込者が定められた期日までに対価を支払わなかったとき

海外旅行傷害保険

各研修機関からの要請により、海外旅行傷害保険は必ず日本出発前にご加入していただきます。
（弊社より、別途ご案内いたします。）

渡航手続

●旅券（パスポート）の取得は申込者ご自身で行っていただきます。既にお持ちの申込者も有効期限、残存期間などにご注意ください。
●航空券、海外旅行傷害保険の手配も承ります。担当スタッフまでお問合せ下さい。
●ビザ申請代行をご希望の申込者は、所定のビザ申請代行料をお支払いいただきます。但し、申込者ご自身に起因する事由によりビザが取得できなかった場合は、当社はその責任を負いません。
※米国、オーストラリア、ニュージーランド、英国ビザ申請代行料　16,200円
※米国電子渡航認証システム（ESTA）代行登録料　4,320円（実費含む）
※カナダeTA取得代行料　4,320円（実費含む）
※オーストラリアETA取得代行料　3,240円
●申込者ご自身で航空券の手配を行った場合、受入機関の事情により、入学許可書等の査証取得のための関連書類が期日までに届かず、その結果として緊急ビザ申請代行料、予約された航空券の変更料などが必要となる場合がありますが、一切の費用は申込者のご負担となります。

免責事項

●当社は申込者に代わって、学校、運送機関などに対して予約、申込の手続を代行するもので、これらの機関に代わって研修やサービスを提供するものではありません。したがって次のような場合には責任を負いませんのでご了承下さい。
※お申込のコースが定員に達しているとき、滞在施設の制限事由により入学が許可されないとき。
※日本での学校成績が現地学校側の求めるレベルに達していない為に入学が許可されないとき。
※通信事情または学校側の事情により、入学許可書等の入学関係書類が期日までに届かず、出発できなかった場合。
※学校提出書類が申込者の都合により期日までに揃わなかったとき。
※天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関ならびに受入機関等における争議行為、自由行動中の事故、盗難、陸海空における不慮の事故、その他不可抗力の事由により生じた損害。
※申込者本人の個人的な都合により旅券、ビザが取得できなかったり、入国が拒否された場合。
※渡航後は申込者個人の責任において行動していただきます。申込者の故意、過失、受入国の法令・公序良俗もしくは受入機関・滞在先の公序良俗などに違反した行為により生じた責任・損害等は全て申込者個人の責任となります。よって、現地の学校生活、個人生活、及びその滞在中の事故などについて当社は一切の責任を負うものではありません。また、それらの行為により当社が損害を受けた場合は、当社は申込者からの損害の賠償を申し受けます。

注意事項

●ホームページ、パンフレット、チラシ等で当社が記載している各研修機関の日本人の割合や国籍は、参加される時期（春・夏休み等）及び参加される方の語学レベル、クラス分けテストの結果により、日本人の割合が高くなる事が多くあります。また、1クラスあたりの人数も異なる事もあります。予めご了承下さい。
●各国の祝祭日は基本的に休校となります。また、その分の授業料の払い戻しはありません。

換算レート

パンフレット記載以外のプログラム参加の場合の当社の換算レートは、申込日（成約日）のみずほ銀行のTTSレートにリスクヘッジとして5%を乗じた金額で算出しています。また、返金の際のレートは、当社にて金額等の確認が取れた日のTTBレートが適用されます。

緊急手配料

日本出発日から起算して30日前以降のお申込みの場合は、緊急手配料5,400円が別途必要となります。

その他

●申込者と当社の契約は、日本出発前に当社が事前に手配した研修期間及び滞在期間の終了日までとなります。
●当社は契約終了後速やかに申込者に、研修日程、学校の内容、その他の条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。但し、当社が手配する研修機関の発行する書面をもってそれに代えさせていただく場合があります。
●当パンフレット記載事項は2017年10月現在有効な資料に基づいております。各研修機関の都合及び為替レートの変動により、プログラムの内容、費用などは予告無く変更されることがあります。
●この参加条件は2018年1月1日以降2018年12月31日までに出発される申込者に適用されます。
●当パンフレットに掲載されている写真には一部イメージ写真が含まれています。

手配旅行条件書

☆お申込の際は、必ずこの旅行条件書をお読みください。
☆この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

＜1＞手配旅行契約

1　この旅行は、㈱アーク・スリー・インターナショナル（以下「当社」といいます）が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と手配旅行契約を締結することになります。
2　手配旅行契約とは、当社がお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介、取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることが出来るように手配することを引き受ける契約をいいます。
3　当社が善良な管理者の注意を持って旅行サービスの手配をしたときに、手配旅行契約に基づく当社の債務は終了します。従って、満員・休業・条件変更等により、運送・宿泊機関との客様との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合でも、当社がその義務を果たしたときは、所定の旅行業務取扱料金をお支払いいただきます。

＜2＞旅行の申し込みと契約の成立時期

1　当社所定の申込書に所定の事項を記入し、お申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みいただきます。お申込金は旅行代金、取消料他お客様が当社に支払う費用の一部として取り扱います。
イ.お申込金は、お一人様に付き３万円以上全額までとさせていただきますが、航空券等の定める条件により、その都度ご案内します。
ロ.ローンを利用される場合には旅行代金の10％以上を頭金としますが、これはそのまま申込金に充当されます。
2　手配旅行契約は、当社が契約締結を承諾し、お申込金を受領した時に成立します
3　当社は次の場合には、お申込金の支払いを受けることなく、旅行契約締結を承諾します。
イ.お申込金の支払いを受けることなく、手配旅行契約締結を承諾する旨を記載した書面をお渡しした場合は、その時点。（郵送、ファクシミリの場合は発送した時点、電子メールの場合はお客様に到着した時点）
ロ.旅行代金と引き換えに、旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しする場合であって、当社がお申し込みを承諾した時点。
4　旅行申し込みのお名前について
お申し込みのお名前はパスポート記載のスペル通りにお知らせください。航空機ご搭乗者のスペル訂正、性別の修正、大人・子供の種別、お客様の交替は、変更ではなく取消後の再手配扱いとなり、取消料の対象となります。また、再手配時には同等の条件・料金等での手配が出来ない場合があります。

＜3＞申し込み条件

1　20歳未満の方は、父母又は親権者の同意書が必要です。
2　15歳未満の方は保護者の同行もしくは、出発・到着空港での成年者の付き添いが必要となる場合があります。また、年齢によってはお申し込みをお断りすることがあります。
3　お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りする場合があります。
4　身体に障害をお持ちの方、血圧異常、心臓病等現在健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等、特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。現在健康を害している方、妊娠中の方は医師の診断書を提出していただく場合があります。いずれの場合も現地事情や運送・宿泊機関等の判断によりお申込みをお断りさせていただく場合があります。
5　その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

＜4＞旅行代金のお支払いと旅行代金の変更について

1　旅行代金とは、お客様から依頼された運輸・宿泊機関等の旅行サービスの対価と当社所定の旅行業務取扱料金をいいます。　旅行代金は契約書面または旅行代金請求書に記載した日までにお支払いください。尚、運輸・宿泊機関の都合により旅行代金の支払期日を変更させていただく場合がありますので、予めご了承ください。
2　当社は、旅行契約の締結後であっても、運送・宿泊機関等の料金改定、為替相場の変動、航空券に併せて徴収される空港諸税、国内空港施設使用料、航空保険料、燃油サーチャージ等の変動があった場合には、旅行代金を変更することがあります。尚、この旅行代金の変更を理由とした旅行契約の解除にさいしては、所定の取消料を申し受けます。
3　当社は、実際に要した旅行代金とお客様から収受した旅行代金が合致しない場合は、旅行終了後速やかに代金を精算させていただきます。
4　お客様が予定通りに運送・宿泊機関のサービスを受けなかった為に生じた旅行代金の差額は、旅行終了後速やかにお支払いいただきます。

＜5＞渡航手続き

1　現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得、予防接種証明書などの渡航手続は、お客様の責任で行っていただきます。但し、当社では所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続きの一部代行を行う場合があります。この場合、当社はお客様のご自身に起因する事由により、旅券・査証の取得、関係国への出入国が許可されなかったとしてもその責任は負いません。なお、当社及び当社の代理業者以外の旅行業者に渡航手続を依頼された場合は、当該渡航手続の業務にかかる契約の当事者は当該取扱旅行業者となります。
2　日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問合せください。

＜6＞旅行契約内容の変更

1　当社は、お客様から旅行日程、旅行サービス等の契約内容の変更のお申し出があった場合には、可能な限りその求めに応じます。
2　当該手配内容の変更によって生ずる旅行代金の増額又は減少、既に完了した手配の取消料等はお客様に帰属します。
3　当社は、上記変更に要する費用とは別に、当社所定の変更手数料をお客様にお支払いいただきます。

＜7＞旅行契約の解除

1　お客様は、下記a. b.の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。尚、旅行契約の解除は、お客様が当社の営業日、営業時間内に解除する旨のお申し出いただいた日時を基準とします。
a.お客様が既に提供を受けた旅行サービスの対価、およびいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料・違約料等の、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用（解除日に準じた取消料等はお申込時に明示します）
b.当社所定の取消手続料金および当社が得るはずであった取扱料金
2　お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わない時や、お客様がクレジット契約による お支払いを希望されていながら、与信等の理由によりクレジットによるお支払いが出来なくなった時は、当社は旅行契約を解除することがあります。このときお客様には、本項1号と同様の費用をお支払いいただきます。
イ.所定の期日までに旅行代金をお支払いいただけない時
ロ.お客様がクレジット契約によるお支払いを希望されていながら、与信等の理由によりお支払いが出来なくなった時
ハ.お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
3　当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの提供が不可能になった時、お客様は旅行契約を解除することが出来ます。この場合当社は、お客様が既に提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に収受した旅行代金を払い戻します。

＜8＞当社の責任

1　当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して２年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
2　お客様が次に例示するような、当社および手配代行者が関与しえない事由により被られた被害に関しましては、当社は原則として本項１号の責任を負うものではありません。
・天災地変、戦乱、暴動、悪天候、ストライキ等による運送・宿泊機関等の旅行サービスの遅延、中止、変更およびそれに起因する旅行日程の変更
・運送・宿泊機関の事故・火災等に起因する損害
・官公署の命令、伝染病による隔離またはこれらの為に生じる旅行日程の変更もしくは中止
・運送機関の遅延・不通・スケジュール変更等によって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮等
・運送・宿泊機関の予約過剰受け付け(オーバーブッキング)およびそれに起因する旅行日程の変更
・お客様が航空機等の搭乗受付時間等に遅れて、搭乗できなかった場合
3　航空運送約款または航空会社の定めるところにより、お客様が複数の予約(重複予約)をお持ちの場合に、航空会社がその予約を取り消したことについて当社は責任を負いません。

＜9＞お客様の責任

1　お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
2　お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
3　お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

＜10＞通信契約により旅行契約の締結を希望される場合

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます）より所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金等の支払を受けることを条件に電話、郵便、インターネット、その他の通信手段による旅行のお申込を受ける場合があります。（以下「通信契約」といいます。）その場合の旅行条件は、本「手配旅行条件書」に準拠いたしますが、一部異なりますので以下に異なる点のみをご案内します。
1　通信契約の申込に際し、会員は、申込みしようとする「手配旅行の名称」、「出発日」、「カード名」、「会員番号」、「カード有効月日」等（以下「会員番号等」といいます。）を当社にお申し出いただきます。
2　通信契約は、電話による申込の場合は、当社が申込みを受諾した時に成立します。また、郵便、インターネットその他の通信手段による申込みの場合は、当社が契約の締結を承諾した旨の通知を発した時に成立します。ただし、契約締結を承諾する旨をe-mail、ファクシミリ、留守番電話等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。通信契約成立日をカード利用日とします。
3　与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払ができない場合、当社は通信契約を解除し、お申込時に明示した取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金の支払をいただいた場合はこの限り(ではありません。
4　当社は、会員と通信契約を締結した場合であって、第10項(2)から(4)までの規定により旅行代金が減額された場合又は第12項から第15項の規定により通信契約が解除された場合において、会員に対し払戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、会員に対し当該金額を払戻します。この場合において当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に会員に対し払戻すべき額を通知するものとし、会員に当該通知を行った日をカード利用日とします。
5　通信契約を締結しようとする場合であって、会員の有するクレジットカードが無効等により、旅行代金等が提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行契約を拒否させていただく場合があります。
6　通信契約を締結する場合、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

＜11＞ 団体・グループの契約について

1　当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。
2　契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
3　当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。
4　当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
5　当社は、契約責任者の求めにより所定の添乗サービス料金を収受して、予定旅行日程に則した添乗サービスを提供します。添乗員の業務時間は、原則として８時から２０時までとします。

＜12＞その他

1　海外旅行保険について
病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については当社の係員にお問合わせください。
2　この条件に定めのない事項は当社旅行業約款（手配旅行の部）によります。また、この条件書との間に齟齬が生じた場合は、旅行業約款（手配旅行の部）を優先します。
当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。
当社旅行業約款は、当社ホームページ　http://www.arc3.co.jp/　からもご覧になれます。
3　保健衛生について
渡航先の衛生状況については、「厚生労働省海外渡航者のための感染症情報」ホームページ http://www.forth.go.jp/　でご確認ください。
4　海外危険情報について
渡航先（国又は地域）によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。
また、「外務省海外安全ホームページ」　www.anzen.mofa.go.jp
外務省海外安全相談センター：03－5501－8162
国別・海外安全情報FAXサービス：0570－02－3300　でもご確認ください。
5　個人情報の取扱いについて
イ.当社は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
ロ.当社と提携する企業および販売店が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただくことがあります。
ハ.上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

平成２６年７月１日改訂

旅行業約款

こちらをご覧ください⇒ http://www.arc3.co.jp/terms.html ⇒各種約款・その他 ⇒ 旅行業約款 ⇒ 手配旅行契約の部
ご覧頂けない場合は担当スタッフまでお問合せ下さい。

個人情報の取扱について

●当社は、お申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込いただいたプログラムにおいて、運送、宿泊機関、提携機関等の提供するサービスの手配、及びそれらのサービスの受領のための手続（以下「手配」といいます）に必要な範囲で利用させていただきます。その他、当社では、より良いプログラム開発のためにアンケートやご意見・ご感想の提供のお願い等、当社プログラムのご案内等をお客様にお届けするために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
●当社は、お申込いただいたプログラムの手配のために、運送・宿泊機関、提携機関等に対し、お客様の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、パスポート番号等、手配に必要な情報を提供いたします。
●個人情報の取り扱いに関するお問い合わせは、担当スタッフまでお問合せください。